第７６回　北海道地方交通審議会船員部会　議事概要

開催年月日	平成２７年１月２３日（金）
開催場所	北海道運輸局６Ｆ会議室

□議　　題□

１．審議事項

　　船員に関する特定最低賃金の改正について

２．報告事項

（１）最低賃金専門部会審議状況について

（２）管内船員職業安定業務取扱状況（平成２６年１２月分）について

３．その他

(1)情報交換

□議事概要□

１．審議事項に入る前に、北海道漁業最低賃金専門部会の審議状況について、部会長から報告があった。

２．船員に関する特定最低賃金の改正について審議に入り、事務局より下記について提案があり、原案通り決議された。

　北海道地方交通審議会船員部会は、北交審第２０号（平成２６年８月１２日付け）により本船員部会に付託された「船員に関する特定最低賃金の改正」について、下記のとおり答申することが適当であるとの結論を得たので報告します。

１．北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金

　職員　　「２４１，４００円」を「２４２，５００円」に

　ただし書の職員　　「２２４，９５０円」を「２２６，０５０円」に

　部員　　「１８２，１００円」を「１８３，２００円」に

　ただし書の部員　　「１７２，９５０円」を「１７４，０５０円」に

　また、特定の船舶職員養成施設の課程修了者を第４項（１）の表に加えること。

２．北海道海上旅客運送業最低賃金

　職員　　「２３８，３００円」を「２３９，３５０円」に

　部員　　「１７７，５００円」を「１７８，３００円」に

３．北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金

　１人歩船員　　「１９４，０００円」を「１９５，３００円」に

４．北海道漁業（大中型まき網）最低賃金

　１人歩船員　　「１９４，０００円」を「１９５，３００円」に

３．事務局より、今後効力を発生するまでの手続き等について、説明があった。

４．海事振興部次長より、諮問した運輸局を代表して決議に対する謝辞があった。

５．事務局より平成２６年１２月分の管内船員職業安定業務取扱状況について報告があり、紹介実績について、質疑があった。

６．情報交換では労働者委員より、FOC キャンペーン、海技資格講習及び無線講習について情報提供があり、意見交換があった。

７．次回の船員部会は平成２７年２月２７日（金）１３時３０分より開催することを確認した。

（以　上）

北海道運輸局海事振興部船員労政課